第九管区海上保安本部公示第11号

水路業務法(昭和25年法律102号)第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、 次のとおり公示する。

令和5年2月7日

第九管区海上保安本部長

倉田 雄二 (公印省略)

大和堆東部海域の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所

住 所 神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4

2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 大和堆東部海域(付図に示すとおり)

期 間 令和5年2月20日から令和5年3月24日まで

3 水路測量の実施方法 GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う。

4 航行船舶に対する安全措置

作業船は、水路業務法施行規則(昭和25年運輸省令第55号)第6条に定める白紅白の標識を掲げる。





